



## くすりの取り扱いについて

くすりを持参しないことが原則です。ただし、医師の指示によりお子さんが回復期であっても、保育時間中にくすりを飲まないと、再び症状が悪化する恐れがある限り、保護者に代わって与薬を代行いたします。

- ・かかりつけ医を受診され、くすりが処方される場合は、主治医に通園していることをお伝え下さい。
- ・「くすり連絡票」を記入し、1回分のみ「くすり連絡票」と一緒に連絡帳にはさんで持ってきて下さい。
- ・くすり袋や容器には、お子さんの名前を必ず書いて下さい。

※右の「くすり連絡票」をきりとり、コピーしてお使い下さい。



きりとり

くすり連絡票			
平成 年 月 日			
組 名前		依頼者	
病院名			
病名(または症状)			
くすりの処方日	年	月	日 (1回分のみ持参)
くすりの剤型	粉・液体・軟膏・点目薬 その他( )		
くすりの種類(数)	種類		
保存方法	室温・冷蔵庫・その他( )		
くすりの内容	かぜ薬・整腸剤・咳止め 抗生物質・その他( )		
与薬時間	昼食・その他( )		
連絡事項 <small>(飲み方など注意することがあればお知らせ下さい)</small>			
幼稚園記載	与薬者サイン	実施状況	与薬時間 時 分
			・完全に飲んだ ・その他( )